



# 解体等工事を実施する 関係者のみなさまへ！！

西宮市では健全な生活環境の維持と良好な近隣関係を保つことを目的に解体等工事現場の周辺住民のみなさまに工事内容が適切に事前周知されるように説明方法や周知範囲などについて、新たなルールとして『指導要綱★』を定めました。

★西宮市建築物の解体等工事における事前周知に関する指導要綱

**本指導要綱は令和5(2023)年4月1日から運用開始します**



**【ポイント①】事前周知範囲・方法等について**  
★解体等工事前の事前周知は適切かつ確実に！  
★分かりやすく丁寧な説明に努めてください！

## ★指導要綱の対象工事・事前周知の実施報告

- ① **建築物の床面積の合計が80平方メートル以上の解体工事**
- ② **隔離養生（負圧あり）を伴う届出対象特定工事**（※1、2）

※1 大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出が必要な工事（改修工事含む）

※2 グローブバック工法など隔離養生（負圧あり）を伴わない特定粉じん排出等作業は対象外

**【重要!!】解体等工事に関する事前周知の実施状況について  
西宮市に報告が必要となります**

※所定様式・提出期限あり(工事着手の8日前(①)または15日前(②))

## ★事前周知範囲（裏面も参照してください）

- 解体等工事に係る建築物の敷地境界線から**30メートルの範囲**
- ※説明範囲について自治会等に事前相談することも範囲設定の参考となります
- ※周辺住民からの要望など必要に応じて説明範囲の拡張に努めてください
- ※現場周辺の学校園にも事前周知するよう努めてください

## ★事前周知方法（主な方法）

- ①説明会の開催
- ②戸別訪問による説明
- ③チラシ配布・回覧板による事前周知
- ※複数の方法を組み合わせるなど、きめ細かな事前周知に努めてください

## ★周知・説明内容

- 周辺住民の視点に立って、分かりやすい言葉で真摯に誠意をもって説明するよう努めましょう。※専門用語の多用は避ける説明内容には下記項目を含めるように努めてください。
- ①工事名称および場所
  - ②工事の発注者・受注者の氏名・連絡先
  - ③解体建築物の用途・規模・構造
  - ④隣接建築物との位置関係の概要
  - ⑤工事期間・解体方法
  - ⑥石綿含有建材の有無・飛散防止対策等
  - ⑦作業の開始・終了時間およびその内容
  - ⑧周辺への安全対策
  - ⑨騒音・振動・粉じん等の防止方法
  - ⑩工事関係車両の通行経路
  - ⑪その他必要な事項



## 【ポイント②】 標識の設置について

- ★解体等工事に関する標識の設置を忘れずに！
- ★標識は工事終了まで掲示が必要です！

### ★標識の設置期間

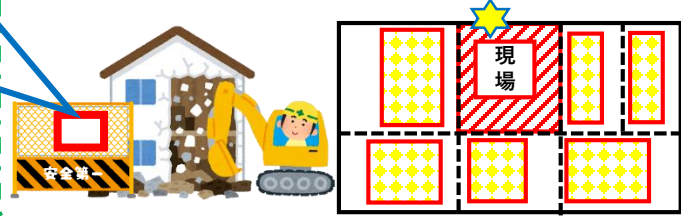
- **着工前のできるだけ早い時期から工事の完了日まで**
- ※標識設置は遅くとも着手日までに掲示してください
- ※掲示中に破損や転倒などが無いよう適切な維持管理に努めてください

### ★標識の表示内容

- 大気汚染防止法ならびに兵庫県条例に規定する掲示物（※下図標識例参照）
- ※石綿有無に関する事前調査結果や飛散防止措置（作業基準）に関する内容を含むもの
- **表示サイズはA3以上**

建設物の解体等作業に関する告示		建設物の解体等作業に関する告示	
告示番号	告示内容	告示番号	告示内容
告示1	告示内容	告示2	告示内容
告示3	告示内容	告示4	告示内容
告示5	告示内容	告示6	告示内容
告示7	告示内容	告示8	告示内容
告示9	告示内容	告示10	告示内容
告示11	告示内容	告示12	告示内容
告示13	告示内容	告示14	告示内容
告示15	告示内容	告示16	告示内容
告示17	告示内容	告示18	告示内容
告示19	告示内容	告示20	告示内容
告示21	告示内容	告示22	告示内容
告示23	告示内容	告示24	告示内容
告示25	告示内容	告示26	告示内容
告示27	告示内容	告示28	告示内容
告示29	告示内容	告示30	告示内容
告示31	告示内容	告示32	告示内容
告示33	告示内容	告示34	告示内容
告示35	告示内容	告示36	告示内容
告示37	告示内容	告示38	告示内容
告示39	告示内容	告示40	告示内容
告示41	告示内容	告示42	告示内容
告示43	告示内容	告示44	告示内容
告示45	告示内容	告示46	告示内容
告示47	告示内容	告示48	告示内容
告示49	告示内容	告示50	告示内容
告示51	告示内容	告示52	告示内容
告示53	告示内容	告示54	告示内容
告示55	告示内容	告示56	告示内容
告示57	告示内容	告示58	告示内容
告示59	告示内容	告示60	告示内容
告示61	告示内容	告示62	告示内容
告示63	告示内容	告示64	告示内容
告示65	告示内容	告示66	告示内容
告示67	告示内容	告示68	告示内容
告示69	告示内容	告示70	告示内容
告示71	告示内容	告示72	告示内容
告示73	告示内容	告示74	告示内容
告示75	告示内容	告示76	告示内容
告示77	告示内容	告示78	告示内容
告示79	告示内容	告示80	告示内容
告示81	告示内容	告示82	告示内容
告示83	告示内容	告示84	告示内容
告示85	告示内容	告示86	告示内容
告示87	告示内容	告示88	告示内容
告示89	告示内容	告示90	告示内容
告示91	告示内容	告示92	告示内容
告示93	告示内容	告示94	告示内容
告示95	告示内容	告示96	告示内容
告示97	告示内容	告示98	告示内容
告示99	告示内容	告示100	告示内容

- ★標識は周辺から見やすい箇所に掲示
- ★標識はパネル等に貼りつけし工事終了まで掲示し、未掲示とならないように注意



標識例・左：レベル1・2建材の場合（黄色下地）

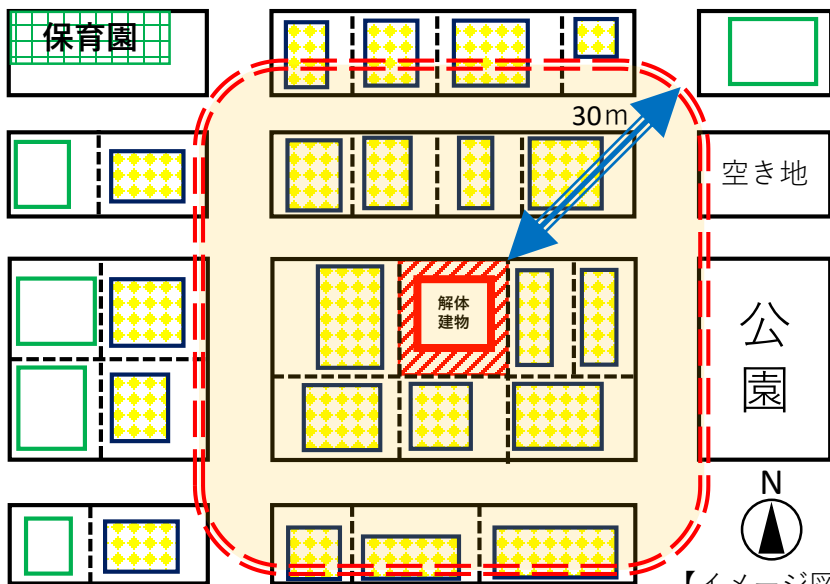
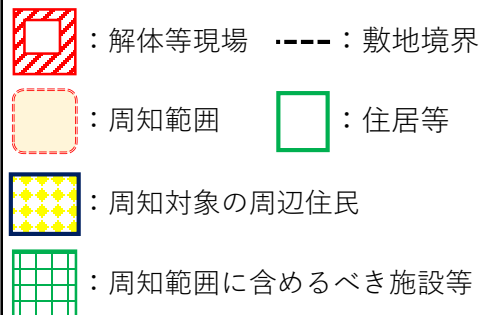
標識例・右：レベル3建材・石綿なしの場合（白色下地）

## 【ポイント③】 周辺住民への周知範囲について

- ★30メートル圏内の周辺住民には必ず説明！
- ★必要に応じて周知範囲の拡張に努めてください！

### ★周知範囲

- 周知範囲が敷地の一部にかかる場合も対象としてください
- 学校園にも可能な限り周知してください



【イメージ図】

【お問い合わせ先】 西宮市 環境局 環境総括室 環境保全課（本庁舎8階）

所在地：兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

電話：0798-35-3802（直通） FAX：0798-23-8164 E-mail:kankansi@nishi.or.jp